

牛久市教育委員1月定例会会議録

1. 日 時 令和7年1月23日（木）午後1時30分
2. 場 所 ひたち野リフレビル 4階 第3会議室
3. 出席委員 川村 始子・吉原 英夫・八木橋 晴美・宮本 芳子・磯山 貴洋
4. 委員以外の出席者
 

教育部長	小川 茂生
次長兼教育総務課長	吉田 充生
次長兼スポーツ推進課長	高橋 頼輝
教育施設課	課長 北島 道夫
教育支援課	課長 柴山 信一
生涯学習課	課長 糸賀 珠絵
中央図書館	館長 山越 義弘
教育総務課	課長補佐 宮嶋 亮輔
教育総務課	主査 小河原 晋
5. 欠席者 なし
6. 会議録署名人 八木橋 晴美
7. 議事事項
 

報告第1号	牛久市文化芸術振興計画における進行評価（令和5年度）について
報告第2号	牛久市就学援助認定基準に引き上げについて
議案第1号	令和6年度2月補正予算について
報告第3号	専決第1号 牛久市教育支援委員会への諮問について
報告第4号	牛久市教育支援委員会答申について
報告第5号	牛久市教育支援委員会答申について
8. その他

司会	出席委員が、定数に達したため定例会の成立を宣言。
教育長	開会を宣言する。
教育長	会議録署名人 八木橋 晴美委員を指名する。
教育長	初めに、報告第1号「牛久市文化芸術振興計画における進行評価（令和5年度）について」、事務局より説明をお願いいたします。

<p>生涯学習課長</p>	<p>報告第1号、牛久市文化芸術振興計画における進行評価（令和5年度）についてご説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>資料を見ながらご説明させていただくんですけども、まず追加資料といたしまして、本日このコピーを配らせていただきました。</p> <p>こちらは2016年から25年にわたりまして、牛久市文化芸術振興基本計画というのを策定いたしまして、このダイジェスト版であります。こちらに書いてございます4つの柱と12の施策に基づきましてご審議いただいているということを先に報告させていただきます。</p> <p>まず、去る12月18日に、ひたち野リフレ第2会議室におきまして、令和6年度第2回牛久市文化芸術振興審議会が改正されました。そちらにおきまして、令和5年度における文化芸術事業への進行評価につきましてコメントと総評をいただきましたので、ここにご報告をさせていただきます。</p> <p>まず、こちらの円グラフの書いてあるものを見ていただきたいと思います。赤字になっておりますのが審議会の評価になりまして、点線が担当課の自己評価となっております。</p> <p>全体的には、進捗については3.8以上の進捗しているというご評価をいただいております。12の中施策のうち、「次世代を担う人材を育成する」、「団体間の連携を強化する」、「郷土の歴史に親しむ環境を創出する」につきましては、特に審議会より高い評価を頂戴しているところです。</p> <p>その後ろにあります、後藤会長にまとめていただきました補記、そしてその後にあります、まとめていただきました各委員からの具体的提言、5ページからなるんですけども、こちらにつきましてはお読みとりいただきたいと思います。</p> <p>私からの説明は以上です。</p>
<p>教育長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>まずはちょっと見ていただく時間をとったほうがいいですね。お時間をとります。</p> <p>見ていただいている間に。これって、2025年っていうことは、来年作り直す、来年まで。2025年度までということ、来年つくる、再来年つくる。</p>
<p>生涯学習課長</p>	<p>2025年が令和7年度になりますので、令和8年に向けて来年策定するようになります。令和8年度に向けてです。ですので、今つくっていただいております教育振興基本計画の下の計画になりますので、その内容も十分盛り込みながら進行していくという形になっております。</p>

教育長	報告第1号について質疑を受けるが質疑なし。
教育長	次に、報告第2号「牛久市就学援助認定基準の引き上げについて」、事務局より説明をお願いいたします。
教育支援課長	<p>報告第2号、牛久市就学援助認定基準の引き上げについてです。よろしくお願いたします。</p> <p>令和5年10月の生活保護基準改正に伴い、牛久市の就学援助認定基準を引上げるものとなります。これにより就学援助認定者が増える見込みとなっております。</p> <p>変更前は、平成25年度の基準掛ける1.15とあったものを、生活扶助額、最新の基準のものに掛ける1.3というふうな倍率に変更されるというものでございます。</p> <p>他市町村と比べると、今までの1.15というのは低いところだったんですけども、1.3にまで引上げるにより認定されるご家庭が増えるかというところで、救えるところが増えてくるかというふうに考えます。</p> <p>よろしくお願いたします。</p>
教育長	<p>これについて、事務局の説明は終わりました。</p> <p>質問等ありましたらお願いたします。</p>
宮本委員	生活扶助額というのがあるんですけども、それは各ご家庭で違うのですか。それとももう一律なんですか。要は、この基準掛ける1.3と1.15なので、一体どのぐらいの金額が就学援助として渡されているのかと思って質問しております。
教育支援課長	就学援助として渡されている。
教育長	この前回ってきた資料にあったよね。

宮本委員	正確じゃなくていいんです。概算みたいな、このくらいですよみたいな。
教育支援課長	どれくらいもらっているかという。
宮本委員	どのくらいお渡しできているのかと。
教育支援課長	渡しているかですね。 平均でいくと、10万円弱ぐらいです。年間。
宮本委員	ありがとうございます。
教育長	一応、申請をして、そして収入とかいろいろ検討して、認定する、しないを決めていくってということで、何となく感覚で言うと、申請したところの4割ぐらいが通っている感じです。
宮本委員	全体で、申請なさった方の4割が通って、その方たちに大体年間10万円弱ぐらいの金額がお渡しされているということですね。平均ですよ。ありがとうございます。
磯山委員	ちょっと、参考までに。 6割は通らないということですか、申請があっても。6割ってということですよ。 6割の通らない方というのは、そもそも通らないと思って申請されているってことなんですか。それとも、通るかもしれないからというか、その基準の微妙なラインにいるのでっていう形なのか。通らない理由というのはどういうことになっているんですか。
教育支援課長	所得が一定基準よりも高くなってしまうと通らないっていうふうになっています。だから、その家庭の所得によります。認定される際の。

磯山委員	<p>所得って、でも自分である程度分かるじゃないですか。それでも一応やるみたいな感じで申請されるということなんですか。</p>
教育支援課長	<p>そういう方もいるかとは思いますが、やはりその生活費が苦しいというところで、申請しないと、それは通るかどうかというところは分からないので、まず申請をっていうところを出してくれていると思います。</p>
教育長	<p>係で、大体の基準みたいな、このくらいの人たちはかかる可能性ありますよみたいな説明をするんですが、大体自分がかかるだろうなって思う方が申請をして、いろいろな査定というんですか、審査が入ってという形です。</p> <p>さっき課長が言ったように、とても、いや全然高いから申請しても駄目なのになっていう人も、申請をしてくることもあります。</p>
磯山委員	<p>ラインはあるんですか、応募の。オープンで、誰でも申請できるということですか。</p>
教育支援課長	<p>申請は基本的に誰でもできます。</p>
吉原委員	<p>私が勤めている頃は、学校が結構深く関わって、福祉関係のほうとの連携の中で、学校のほうに就学援助申請したらどうですかというアドバイスを頂いて、担当は教頭が主な場合ですけども、教頭のほうからどうですかという投げかけがあって申請してもらったりしたことがあって、今多分学校がその就学援助に一切関わっていないんでしょう。どこの家庭がもらっているかとか、そういうの一切分からないでしょう。</p>
教育支援課長	<p>だと思います。</p>
吉原委員	<p>だから、その辺にきっと問題があると思うんです。</p> <p>だから、子供の生活とか家庭の生活って、学校の先生とか、あと民生委員とかが分かっているわけで、民生委員のほうから、あそこの家困っているよっていうか、そういうのをいただいていたんです。それで、どうですかというアドバイスを学校のほうともしていたんです。</p> <p>今、でも民生委員と学校との関わりというのはほとんどなくなっちゃいましたよね。入学式にも卒業式にも呼ばない、運動会にも呼ばないから、コミュニケーションとれないと思います。</p> <p>だから、その辺、福祉と連携していけば、大体あそこの家庭には就学援助の必要があるだろうというのがあれば、学校側としてもどうですかというような</p>

<p>教育施設課長</p>	<p>話ができるし、あそこの家庭のあのお子さんが就学援助を受けているということであれば、例えば学用品の持ち物とかそういうものがちょっと粗末であれだとなったときに、保護者にも言えるじゃないですか。就学援助費が出ているので、こういうところに使ってくださいとか。</p> <p>その辺が、ここ何年かなんでしょうね。まるきり阻害されていて、コミュニティースクールだの云々だのってやっているんだから、もっと小学校と地域と保護者がざっくばらんに関わられるような仕方をしていかないと、就学援助せつかくあるのに、活用しなくちゃいけない人が活用できなくなっている。あるいは、たまたま申請したからもらえちゃったとか、そういうことがあったらやはり不公平なような気がするので、ちょっと違和感を感じました。</p> <p>ちょっと私、去年学校教育で就学援助にちょっと関わっていたので、知っているところでお話すると、一応就学援助制度については、全保護者宛てに通知をお出ししています。そういう制度があるっていうふうなことも周知は徹底しております。</p> <p>その通知の中に、牛久の場合は一応所得金額、あと家賃とか、あと家族構成とか人数でそれぞれちょっと変わったりするんですけども、大体の目安の金額、これぐらいでしたら、例えば2人世帯で母子家庭でしたら、所得でいったら179万2,000円ぐらいであれば申請して、審査の上で認められるケースがありますよと、そういった情報を加えて、毎年保護者宛てに通知と、あとは就学前の健康診断が今あります。10月とか。そのときに、その場でもそういったお知らせというのは各保護者、各家庭には毎年出しているといったことはしております。</p> <p>なので、その中でご相談、保護者のほうがあれば学校のほうで受けていただくとか、あとは見せるとかちょっとそういったところについては、すみません、詳しくはあれなんですけれども、一応学校としてもその部分のほうの関わりについては、保護者のほうの意見を聞いてくださいというふうなこともお願いはしていますので、各学校のほうではそういった情報を把握した上で、保護者の方と話は続けていただいているというふうには思っております。</p>
<p>教育長</p>	<p>ありがとうございました。具体的に。</p>
<p>吉原委員</p>	<p>担任レベルというか、そういう把握していない人もいますよね。やはり管理職レベルになって初めて、登用試験を受けるのに勉強して分るとかそういうレベルであって、一般の先生、特に若い先生方、就学援助費そのものもよく分からない、どういう基準で出されているかもきっと分からないだろうし、どういう手続なのか。だから、単に広報するだけじゃなくて、やはり学校側にもこういう情報を流してほしいということをきちんと話しておくということでしょう。</p>

<p>教育長</p>	<p>うね。</p> <p>やはり経済的に貧しそうなお子さんというのは、大体見れば分かると思うんです。服装とか持ち物、あと私たちなんかの場合は給食の食べ方で見なさいっていう、そういう先輩からのアドバイスとか。朝ご飯食べない、夜ご飯食べさせてもらえない子たちっていうのは、お昼本当に食欲に食べるんです。その食べ方が異常なときにはやはり疑ってかかる。そういう目を先生たちが持っていたので、やはりそういうところから、逆に行政のほうからとか学校のほうから働きかけるようなシステムがあってもいいのかなって思います。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>報告第2号について質疑を受けるが質疑なし。</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、次の議案第1号「令和6年2月補正予算について」、それから報告第3号「専決第1号 牛久市教育支援委員会への諮問について」、報告第4号「牛久市教育支援委員会答申について」、報告第5号「牛久市教育支援委員会答申について」ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したとき、これを公開しないことができます。</p> <p>これらの議案については非公開にしたいと思いますが、委員の皆様にお諮りします。非公開とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
<p>教育長</p>	<p>全員挙手ということで、全会一致で非公開に決定いたしました。</p> <p>*****</p>
<p>教育長</p>	<p>では、以上で委員会の非公開を解除します。</p> <p>本日の議事は終了いたしました。</p> <p>これにて1月定例会を終了いたします。</p> <p>次回の定例会は、令和7年2月20日木曜日、リフレビル4階、第3会議室で、時間がちょっとご注意ください。午後2時半での開催になります。1時間遅れますので、どうぞお間違いないようによろしくお願いいたします。</p>